

学校でけがをしたとき

— 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

◆掛金

年間1人935円（R6）必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。



◆申請の手続き



学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

◆給付金額

療養費 5,000 円（自己負担 1,500 円）以上が給付の対象になります。

(例) 療養費 5,000 円の場合

医療保険（保険証） 3,500 円

自己負担 1,500 円

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000 円

医療費 1,500 円

見舞金 500 円

◆給付方法

- ・給付金の請求は、1 か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡します。その場合は、お申し出ください。
- ・蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）がありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の通帳に蟹江町より振り込まれます。

◆給付の制限

- ・けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- ・損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- ・生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

特別な状況で欠席するとき

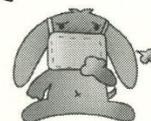
— 出席停止・忌引き・入学試験等 —

◆出席停止

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

- | | |
|-----------------|--|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮（かひ）化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |



結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎

ヘルパンギーナ(流行性の夏かぜ)、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、

など

◆忌引き

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる(学校を休んでも欠席にならない)場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。(遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます)

父母・・・7日以内

祖父母・・・3日以内

曾祖父母・・・1日以内

兄弟姉妹・・・3日以内

おじ・おば・・・1日以内

◆入学試験等（入学試験・蟹江町教育支援センター出席など）

- ・入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・蟹江町教育支援センター（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

◆ラーケーションの日

- ・令和5年度より愛知県では子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせ、未来につながる家庭での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」が実施されています。
- ・出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・「ラーケーションカード」に必要事項を記入し、取得日の1週間前までを目途に、児童生徒または保護者が学校（担任）に提出してください。＊電話での届出はできません。

転居・転校時の手続き

◆転居等にもなう転校の手続き

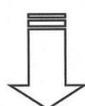


① 今、通っている学校へ



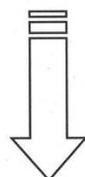
- ・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名を分かりしだい担任に連絡してください。

② 蟹江町役場へ



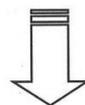
- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

③ 今、通っている学校へ



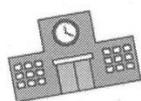
- ・学校へ「転出学通知書」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を学校で発行してもらいます。

④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

⑤ 転校先の学校へ



- ・転校先の学校に電話連絡をしてください。
- ・「転入学通知書（市役所等で発行）」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
 - ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょBKも可）
 - ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
 - ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
- をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場2階 教育課）へ。



【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。
 なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。
 （申請は、蟹江町教育委員会にて随時おこなっています。）